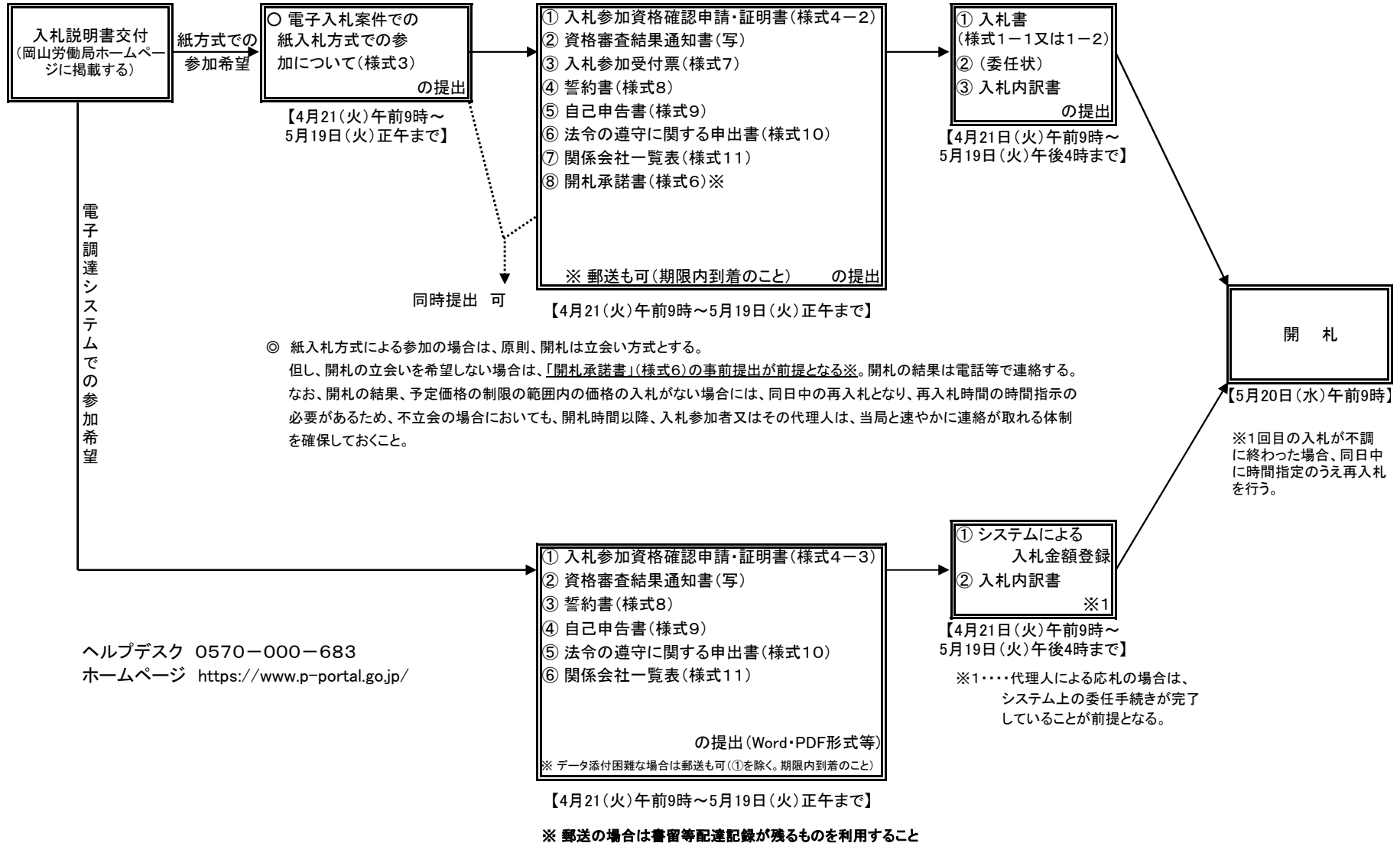


# 入札の流れ



◎ 紙入札方式による参加の場合は、原則、開札は立会い方式とする。  
但し、開札の立会いを希望しない場合は、「開札承諾書」(様式6)の事前提出が前提となる※。開札の結果は電話等で連絡する。  
なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合には、同日中の再入札となり、再入札時間の時間指示の必要があるため、不立会の場合においても、開札時間以降、入札参加者又はその代理人は、当局と速やかに連絡が取れる体制を確保しておくこと。

※1回目の入札が不調に終わった場合、同日中に時間指定のうえ再入札を行う。